

育児・介護休業法に沿って、男女従業員が仕事と育児を両立できる職場環境を整備しましょう

男性も

女性も

育休

をとりやすい 職場づくりを 専門家がサポートします

無料

2024年5月に改正された育児・介護休業法の主な内容等は以下のとおりです。

2025年4月施行

子の看護等休暇の取得事由・対象の拡大
所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
育児休業取得状況の公表義務対象拡大

2025年10月施行

柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
妊娠・出産の申し出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取・配慮

従業員の育休前に
代わりの人材の確保や
業務分担をどう進めたら
いいのかなあ

こんなお悩みはありませんか？

復帰してからの
活躍をどう
応援したら
いいのかなあ

他の会社はどんな
取り組みをして
いるか知りたい

従業員の育児休業取得について、無料でご相談いただけます。

育休をとりやすい・復帰しやすい職場をつくるため、仕事と育児の両立支援のノウハウを備えた「仕事と家庭の両立支援プランナー」が、厚生労働省の「育休復帰支援プラン策定マニュアル」をもとにアドバイスいたします。

支援のお申込み

ホームページよりお申込みください
(お電話でもお申込み可能です)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>
TEL:03-5542-1740

確認事項がございますので、おって事務局よりお電話させていただきます

いくぶら

検索

